

衆議院 文部科学委員会 議 録 第 十 四 号

平成二十二年五月十四日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 田中眞紀子君

理事 奥村 展三君

理事 松崎 哲久君

理事 笠 浩史君

理事 馳 浩君

理事 石井登志郎君

理事 石田 芳弘君

理事 川口 浩君

理事 熊谷 貞俊君

理事 佐藤ゆうこ君

理事 菅川 洋君

理事 高野 守君

理事 平山 泰朗君

理事 湯原 俊二君

理事 横山 北斗君

理事 遠藤 利明君

理事 北村 茂男君

理事 下村 博文君

理事 永岡 桂子君

理事 池坊 保子君

理事 城内 実君

首藤 信彦君

本村賢太郎君

坂本 哲志君

富田 茂之君

石田 勝之君

江端 貴子君

城井 崇君

後藤 斎君

瑞慶覧長敏君

高井 美穂君

中川 正春君

松本 龍君

横光 克彦君

吉田 統彦君

小野寺五典君

塩谷 立君

菅原 一秀君

松野 博一君

宮本 岳志君

川端 達夫君

中川 正春君

後藤 斎君

高井 美穂君

芝 新一君

文部科学大臣

文部科学副大臣

文部科学大臣政務官

文部科学大臣政務官

文部科学委員会専門員

委員の異動

五月十四日

辞任

牧 義夫君

古屋 圭司君

補欠選任

菅川 洋君

小野寺五典君

第一類第六号 文部科学委員会議録第十四号

平成二十二年五月十四日

同日

菅川 洋君

小野寺五典君

古屋 圭司君

四月二十六日

教育格差をなくし、行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(大島理森君紹介)(第八〇一号)

同(矢崎公二君紹介)(第八〇二号)

同(石山敬貴君紹介)(第九〇七号)

高校の無償化と返済不要の奨学金の創設を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第八五〇号)

無償教育の実現を求めることに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第八五二号)

同(笠井亮君紹介)(第八五二号)

同(穀田恵二君紹介)(第八五二号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第八五四号)

同(志位和夫君紹介)(第八五五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第八五六号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第八五七号)

同(宮本岳志君紹介)(第八五八号)

同(吉井英勝君紹介)(第八五九号)

教育格差をなくし、すべての子供たちに行き届いた教育に関する請願(平岡秀夫君紹介)(第八七四号)

同(志位和夫君紹介)(第九一五号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第九一六号)

教育格差をなくし行き届いた教育に関する請願(宮本岳志君紹介)(第八八六号)

私学助成の拡充を求めることに関する請願(穀田恵二君紹介)(第八八七号)

は本委員会に付託された。

四月二十八日

新しい学習指導要領の問題点に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の三宮崎誠(第一一二号))

義務教育費国庫負担制度堅持と負担率二分の一復元、教育予算の確保と拡大に関する陳情書(北海道十別市多寄町三三線山本靖弘(第一一三三号))

同日

学校施設の耐震化に係る財政措置の拡充に関する意見書(兵庫県尼崎市議会)(第四六九四号)

義務教育費国庫負担制度の堅持等を求める意見書(滋賀県議会)(第四六九五号)

教育の政治的中立の確保を求める意見書(埼玉県議会)(第四六九六号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(富山県議会)(第四六九七号)

教育公務員特例法の改正を求める意見書(富山県議会)(第四六九八号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(富山県議会)(第四六九九号)

教育公務員特例法の早期改正を求める意見書(富山県議会)(第四七〇〇号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(富山県議会)(第四七〇一号)

教育公務員特例法の早期改正を求める意見書(富山県議会)(第四七〇二号)

教育再生・教育の正常化の徹底を求める意見書(富山県入善町議会)(第四七〇三号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(岐阜県議会)(第四七〇四号)

教育公務員特例法の早期改正を求める意見書(岐阜県議会)(第四七〇五号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(愛知県岡崎市議会)(第四七〇六号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(愛知県安城市議会)(第四七〇七号)

教育の政治的中立および正常化の徹底を求める意見書(滋賀県議会)(第四七〇八号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(京都市議会)(第四七〇九号)

教育再生・教育の正常化の徹底を求める意見書(大阪府和泉市議会)(第四七一〇号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(佐賀県鳥栖市議会)(第四七一〇号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(佐賀県伊万里市議会)(第四七二二号)

教育再生・教育の正常化の徹底を求める意見書(大分県議会)(第四七二三号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(大分県議会)(第四七二四号)

教育公務員特例法の早期改正を求める意見書(大分県議会)(第四七二五号)

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(北海道登別市議会)(第四七二六号)

子ども読書活動を推進するための予算確保に関する意見書(秋田市議会)(第四七二七号)

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(埼玉県北本市議会)(第四七二八号)

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(富山県議会)(第四七二九号)

公立小中学校施設の耐震化の促進を求める意見書(富山県議会)(第四七三〇号)

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(富山県入善町議会)(第四七三二号)

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(滋賀県議会)(第四七三三号)

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(広島県府中市議会)(第四七三三三三)

三十五人学級を実現するための義務教育財源の

確保を求める意見書(富山県議会)(第四七二四号)

すべての子どもが安心して教育を受けられる教育環境の充実を求める意見書(埼玉県川口市議会)(第四七二五号)

長野市ボブスレー・リュージュパーク(スパイラル)及び長野市オリンピック記念アリーナ(エムウェーブ)をナショナルトレーニングセンターに指定することに関する意見書(長野市議会)(第四七二六号)

五月十四日

安心して教育が受けられる社会の実現を求める意見書(大阪府議会)(第五一一二二号)

教育公務員特例法の罰則規定を盛り込む改正を求める意見書(福島市議会)(第五一一六三三号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(東京都豊島区議会)(第五一一六四号)

教育公務員特例法の早期改正を求める意見書(東京都豊島区議会)(第五一一六五号)

教育再生・教育の正常化の徹底を求める意見書(東京都清瀬市議会)(第五一一六六号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(東京都清瀬市議会)(第五一一六七号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(岐阜県美濃加茂市議会)(第五一一六八号)

教育再生・教育の正常化の徹底を求める意見書(滋賀県守山市議会)(第五一一六九号)

教育再生・教育の正常化の徹底を求める意見書(京都府大山崎町議会)(第五一一七〇号)

教職員定数の改善に関する意見書(大阪府議会)(第五一一七一七号)

教育公務員特例法の早期改正を求める意見書(大阪市議会)(第五一一七二二号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(高知県南国市議会)(第五一一七三三号)

教育公務員特例法の早期改正を求める意見書(福岡県議会)(第五一一七四四号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(福岡県議会)(第五一一七五五号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(佐賀県議会)(第五一一七六号)

教員免許更新制の存続を求める意見書(宮崎県議会)(第五一一七七号)

高校授業料無償化政策からの朝鮮学校除外を求める意見書(福島市議会)(第五一一七八号)

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(前橋市議会)(第五一一七九号)

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(滋賀県甲賀市議会)(第五一一八〇号)

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(京都府大山崎町議会)(第五一一八一八号)

子どもの読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(大阪府議会)(第五一一八二二号)

子ども読書活動を推進するための予算確保を求める意見書(熊本県議会)(第五一一八三三三号)

「国立阿蘇青少年交流の家」の国立青少年教育施設としての存続を求める意見書(熊本県議会)(第五一一八四四号)

スポーツ振興に関する意見書(東京都調布市議会)(第五一一八五五号)

朝鮮学校の「高校授業料無償化」も適用を求める意見書(東京都調布市議会)(第五一一八六六号)

朝鮮学校への「高校授業料無償化」の適用を求める意見書(東京都国立市議会)(第五一一八七七号)

「もんじゅ」の安全に関する積極的な情報提供を求める意見書(岐阜県議会)(第五一一八八八号)

本日の会議に付した案件

文部科学行政の基本施策に関する件

P.T.A・青少年教育団体共済法案起草の件

○田中委員長 これより会議を開きます。

文部科学行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。馳浩君。

○馳委員 自由民主党の馳浩です。

きょうは、四十五分間、一般質疑という形でありますが、委員長提案のP.T.A共済法案の確認質疑をさせていただいた後、採決することになりまして、我々も、二年間かけてこの法案に取り組みできた一員として、まず田中委員長、また政府の皆さん、そして民主党の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

もとより、自民党、公明党、みんなの党ということで野党案として議員立法を提出しておりますが、この確認質疑が始まったということの上で取り下げをさせていただくことにいたしますので、合意ができた委員会運営に改めてお礼を申し上げます。

そこで、きょうは、政府で法案の担当をしておられた中川副大臣を中心にお伺いいたしますが、昨年の十一月十八日、当委員会が川端大臣も閣法で提出をしますという方針をお示しになりましたが、最終的にはこうやって委員長提案となりました。さはさりながら、国会の与野党の合意の上での委員長提案でありますからそれでいいんですが、閣法で準備をされていて、でも、委員長提案に政府としても合意をしたその理由は何なのかをま

ずお聞かせをいただきたいと思っております。

○中川副大臣 おはようございます。きょうもよろしくお願いをします。

議員立法で今回委員長提案という形で提出をしていた、だくということに対して政府として答弁をさせていただくのはちょっと微妙な位置づけなのでありますが、これまでこういう形で御尽力をいただいていたこと、馳議員中心に関係議員の皆さんに、与野党あわせて、私からも心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

基本的には、平成十七年の保険業法の改正、これに端を発するわけですが、このときに行き過ぎてしまつて、必要な共済事業すべてが成り立たなくなつたところから始まつているわけ

けであります。

基本的には、その保険業法の行き過ぎこれ自体を改正していくということが正しいあり方だったというふうに思うんですが、そのころ、私たちは野党という形でそれを主張したんですが、なかなかその保険業法の改正についてはその当時の与野党の合意を得るに至らなかった。そこで、有志の皆さんが改めて立ち上がった。それで、今回のような形、いわゆる文部省の中の制度共済ということと改めて定義をし直していこうということがその当時から始まつてきたということでもあります。

その上で、政権交代があつて、私たちもその必要性を感じておりましたので、この議員立法の趣旨を踏まえて、閣法で今回はやっていますという

ような準備を進めてまいりました。

ところが一方で、基本的な保険業法、いわゆるこれは金融庁の管轄であります、保険業法も実は政権交代ということ踏まえて見直していこうという機運がありまして、今、その検討に入つてきました。それだけに、こちらも閣法、向こうも閣法でそれぞれ角突き合はすといひますか、違つた形態で同じものを担当していく、見直していくということについては、これは一つの矛盾が生じてくる可能性があるということでもありますので、一つ時間的な経緯を考えていくと、早くやる方がいい。

そんな中で、せっかく議員立法で準備をしていたものでありますから、もう一回議員立法に戻していただいて、合意した部分について、委員長提案で速やかに制度共済という形でまずこれを仕上げてしまつていくことを考えていく、そのように決断をしていただいたんだと思つて、これは、与野党の理事の皆さんが話し合いをして、議員立法で行こうというふうに判断をしていただいたんだというふうに私は理解をしております。

その判断を是として、この法案をまず先行して制度共済として成立をさせていくということに

至った、そういうことで私は解釈をさせていただいて、準備を私たちのサイドでもさせていたいたというところであります。

○馳委員 一応確認の意味で二つだけ聞くのは、というのは、制度共済ですから、所管庁として文部科学省が、全国統一の団体の場合には例えば子供会、都道府県の場合にはPTAと、これは文部科学省として責任を持って制度共済をしてお出ししていくことに金融庁との間に合意が得られましたよねという点をまず確認するために伺います。

二点目として、これは昨年、要望団体から心配事として、もし政府提出法案だとこの点がちよつとどうなるかわからないので不安で要望しますよといった五ポイント、ありましたよね。準備金の問題、監査人の資格の問題、組合員制度の問題、区分経理をして安全教育等ができるかという問題、罰則の問題、こういう問題については、最終的にこの議員立法については、政府としても、文部科学省としてもこれでよしと合意を得られたということでしょうか。中川副大臣、お願いします。

○中川副大臣 金融庁との協議というのは当然やりました。金融庁の方はこれから本格的な協議といたしますが中身に入っていくわけでありますが、とりあえずのところ、猶予期間といいますが、現状共済が走っているこのPTAと子供会だけではなくて、ほかの共済事業も含めて、現状走っているそれぞれの共済について、しばらくの間そのままでよろしいよ、事業を継続することができるということを暫定的に法案として提出をしたい、まずこれが第一歩です。

その上で、私たちが制度共済として組み立てたこの制度を参考にしながら、もう一回、保険業法そのものを見直していくという過程に入っていくんだということ、そのように理解をしております。そういう意味で、今回、この制度共済、私たち文科省の傘下で執行していく部分については金融庁も理解をしているということでもあります。

それから、さきの臨時国会で馳議員から御発言のありました五つの提案事項についても、関係団体からの要望もそれに加えて踏まえつつ、共済契約者等の保護の観点から、どのような制度が望ましいかということを検討してきました。

その結果、共済制度特有の技術的な側面も多いことから、ちよつと時間がかかりましたけれども、最終的には、それぞれを組み込んだ形で整理をさせていただいたということでもあります。

○馳委員 昨年の通常国会、まだ我々自由民主党が与党であったとき、我が党の江崎洋一郎さん、私はたまたま文部科学省の部会長をしておったものですからこの議員立法に携わらせていただいた、随分本会議場で中川正春先生の議席にお伺いをしてコメントキバッタのようにお願いをしたものであります。が、保険業法の改正という問題がありましたから、それは中川先生の立場も、こつともだなどとは思っていたんです。

最終的に、民主党が政権交代をされて、金融庁との間でも内々調整をされて、その調整はついた。また、団体の要望している部分について、懸念のある部分もクリアをすることができた。それがまとまったのがこの委員長提案、議員立法の趣旨でありますから、そういう意味で言えば、法案のつくり方としては、確かにちよつと時間はかかり過ぎたのかなとは思いますが、僕は、国会の役割を十分果たした、委員長提案の法案としての評価はすべきだというふうに思っています。

そこで、技術的なことなどちよつとだけお伺いしておきますが、条文を副大臣もごらんいただいて、十ページの第十二条、「資産の運用方法の制限」というところを読みます。

共済団体は、共済会計に属する資産については、文部科学省令で定める方法以外の方法で運用してはならない。

省令という、また私はここで、基本的事項というものはきちんと示されなければなりませんよという言わざるを得ないんですが、資産の運用について省令でどの程度の基本的事項を定めていて、

あんなことにもこんなことにも要は使っちゃいけませんよということなんです。これは、共済と言われる公共的な共済制度の信頼関係を確保するために必要な部分だと思っております。

資産の運用方法の制限、文部科学省令で定める基本的な事項とはどういうことなのか、もし例示があれば言っていたければありがたいと思います。

○中川副大臣 資産の運用については、国会での審議、それから他の類似制度の状況、こういうことを踏まえて今後検討することになっておりますけれども、ただ、この法案が、資金を着実に確保した上で事業を実施することが目的であるということ、その趣旨を踏まえていけば、例えば、金融機関への貯金であるとか、あるいは国債の取得等のいわゆる安全資産による運用というものに限定していくということが想定されていくんだらうというふうに思っております。

○馳委員 これで終わりますが、我が文部科学委員会において、与野党お互いに合意の上で国民の要望するこういった制度について合意を得られ、きょう成立を見ることができ、本当によかったと思います。今後ともまた政府の御指導も引き続きお願いを申し上げるということで、私の質問を終わりたいと思います。

○田中委員長 次に、池坊保子さん。

○池坊委員 皆様、おはようございます。公明党の池坊保子です。

私は、このPTA共済事業に関しましては、公明党の部会長をしておりましたときから、各方面から、保険業法が改正されて今宙に浮いているPTA共済事業があるから、早くこれをしっかりと文部科学省の指導のもとで認知されたいという要望を伺っておりました。また、その事情、それぞれの地域によっても随分ばらつきもあることも知っております。案じながらも、きょう委員長提案で提出されましたことを大変うれしく思っております。

実は私が思いますのに、これは、独立行政法人日本スポーツ振興センターが災害共済給付制度というのをしております。でも、これでは足りない部分を学校関係者とか保護者の方々のお力をかりながら補っていかなくてはならないかと思うんです。そういう意味では、もうちよつとしっかりとこの日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が完備していたらこういう必要もないのになという思いも私の中にはございます。

本来、鳩山政権は命を大切に。前も申し上げましたけれども、文部科学省予算の中でそういうきらきらと光るような、命を大切に作る予算があるかという、そんなことが全然ないということとを私は残念に思っております。

今回、委員長の御配慮によって、夏休みに耐震工事が行われ、五千棟、二千七百七十五億つくことになりましたことは私は大変うれしいと思っております。が、本来的には、これはずっと主張いたしておりましたにもかかわらず、二十二年度の予算は、一千三十二億、二千二百億しか認められなかった。つまり、命を守るということではないです。学校耐震は一番の命を守ることでないです。かと申し上げたいんですね。これは、予備費というの、御存じのように申し上げるまでもなく、本来予算で不備なところを補うものですが、ぜひこういうことがないように、結果的には子供たちも喜び、保護者たちも、地域住民が喜んでおりますけれども、予算に計上するようなものであつていただきたい。

このPTA共済事業も、やはり命を守るということではないかというふうに思っております。

先ほど申し上げました日本スポーツ振興センターの災害共済事業というのは、学校におりますとき、それから登下校だけですから、これは、例えば地域支援学校クラブですか、あのときは、教室を使つても、そこで事故が起きたときにはなされないわけですね。

私はちよつと個別なこと、具体的なことを伺いたいと思っておりますけれども、例えば、まず掛

金の問題なんです。掛金というのは、それぞれの地域によって違ってくるのでこれはばらつきが出てくるんじゃないかと思えますけれども、それに對して文部科学省はどんなふうに進導なさるのか。

例えば日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度ですと、これは全国一律です。幼稚園二百七十円、保育所三百五十円、義務教育諸学校は九百二十円、全日制、昼間の学校は千八百四十円、高等専門学校は千八百八十円。沖縄は諸般の事情から半額になっております。御存じのように、要保護児童というのは生活保護法によって医療などが担保されておりますので、これに入るのは四十円となっております。要保護というものは、制度上の明記はございませんけれども、学校設置者、つまり各自自治体の判断で要保護児童に準ずるような掛金ということになっております。

今回のPTA共済法案においては、このような要保護、要保護というのとはどのような設定を考えていらっしゃるのか、あるいは指導をそういうことになさるのか、あるいはもう丸ごと地域に任せてしまうおつもりなのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○中川副大臣 これから政省令を設定していく、考えていく上で、いろいろな要素を加味していかなければならないというふうに思っておりますけれども、この現在の法案は、これまでの共済事業の実態を踏まえた上でそれが継続できていくような、そういう前提でセツトしております。

なものですから、掛金の額というものについては、これ以上はだめだというその最高額を決めていくということ、これは掛金だけじゃなくて、共済金の最高額であるとか、あるいは総額の額であるとか、そういう形でコントロールをしていくということになっていくと思えます。

○池坊委員 掛金の上限額を決めた、だということに私はちよつとほつとしております。さまざまな学校の現場の声を聞きますと、大臣や副大臣にとってはこれぐらいの少額とお思いに

なるのかもしれないけれども、三人の子供を持つている親、今度子ども手当が出されますけれども、そういう親たちにとっては、あまたなのもいいんではないかと、これは入らなくていいんではないかと、強制ではないということ、そうすると、これも何かちよつと地域によっての差というのが出てきてしまうのじゃないか。

このこと自体は私は大変にいいことだと思っておりますし、特にPTAというのは、今なかなか活発な活動をしていなくて、PTAをなくしていいところもございませうね。役員になるのが大変だとか、あるいは共働きの夫婦がふえておりますから、保護者の中でPTAのいろいろな行事に行かなければいけないのが負担だと。私なんかは、大変だと思ひながら、それは一つの与えられた責任じゃないかと思ひて役員などもしてまいりましたけれども、そういう傾向になっております中であつて、PTAに任せるといふことに、地域的なばらつき、つまり格差が生まれてくるのではないかと、思ひます。

例えば、掛金に伴つた補償ですけれども、今の独立行政法人の日本スポーツ振興センターが運営しております災害共済給付制度では、きつちりと当然のごとくに災害の範囲と給付金額の種類が分けられております。例えば、学校の管理下で起きた負傷は医療費の四〇％、学校の管理下で起きた負傷で残つた障害は、その程度に応じ、八十二万から三千七百七十万円、学校の管理下において発生した事件また運動などに起因する死亡の場合は、二千八百万円を支給するとなっております。

PTA共済では、例えばこの給付金などをどのように支給したらいいのとか、どういふ範囲を定めるのか。もう既にやつていらつしやるところもあるんですけれども、それを一度ちよつとごらんいただいてひな形のようなものをおつくりいただかないと、これはいろいろなばらつきができて、本當に子供たちのためになるのかなというふうに懸念しておりますので、これにも細やかな配慮をいただけたらというふうに思ひます。

が、いかがでしょうか。

○川端国務大臣 基本は、先ほど先生例示された部分で言うと、それぞれPTAですのでそれぞれPTA単位で自主的に考えていただくというのが基本的な考え方、全国一律の制度ではないというのが御案内のとおりでございます。

そういう中で、実態で見ますと、今までやつてきた部分でいいますと、掛金も、年掛金が三十一円から千六百三十九円まで幅があります。これは相当な幅ですね。そういう意味では、給付の自身も含めて相当違う。

それから、多分先ほど少しお触れになりましたけれども、いわゆる所得の低い世帯に對しての負担の軽減措置も、例えば、熊本県のPTA災害見舞金安全会では、小中学校の通常掛金が五百円を、要保護家庭の小中学生については二百円、要保護家庭の小中学生については二百円というふうな減額して、これも実は千差万別でございます。それは、それぞれの地域事情、そういう世帯の占める比率、実態等々の部分と、その共済の財布の事情にもよるんだというふうに思ひます。

そういう意味では、掛金と給付の内容とこういう減免を含めてはそれぞれにお任せをするしかないわけなんですけれども、実態としてほかのところはこういふふうになっているという参考事例は、御参考いただけたらという意味ではいろいろ皆さんに情報提供はしてまいりたいと思ひます。基本はそれぞれ独自に御判断いただくことになりまして、とはいへ、よそはどうなのかということも大変なことだと思ひます。

それともう一つ、PTAの参加の問題ですけれども、忙しくて行けないということで参加できないという方もおられます。それと、PTAは大事だと思ひけれども、それはだれかがやつてくれたらいい、私はやりたくない。それから、PTAの活動は意味があるのかな。大体三つに分かれるんだというふうに思ひます。

私たちは、基本的には、地域の皆さんと一緒に、保護者も含めてしつかり学校を支えるという

一環としてPTAは大変大事だと思ひております。

そういう意味では、参加しやすいように、一部の役員になったら大変な目に遭つて、負担が多くて、それ以外の人はサービスだけ享受するということではなくてという工夫も含めて、事例も含め、できるだけ多くの人が参加できるようにPTA活動の充実と、それから、そういうまたこれも事例の紹介をしていくことに今努力をしているところでございます。

○池坊委員 PTA活動においては、川端大臣がおっしゃるように、せつかく文部科学省が学校地域支援クラブというのをつくつておりますから、PTA活動が盛んなところはそういうような、例えば杉並の和田中のように積極的なこういう活動も行つていられるので、やはり、コアになつてPTA活動が行われるようであつてほしいというふうには私も思ひております。

それから、いいPTA活動が行われているところは無理難題を言う親たちも少なくなつていのが現状でございますので、やはり、地域、学校、保護者の連携というのが非常に大切だと再認識いたしております。

大臣がおっしゃるように、掛金なんですけれども、何百円という単位のところは心配はありませんけれども、本當に二千円近いようなお金を取つているところもございませう。そして、積立金が今何十億でしたつて、あるところがございませうね。そういうのを見ますときに、これでいいのかなという思ひもいたしております。

それともう一つ、認可審査基準の要件の中で、準備金の額が一万以上と書いてございます。これは、附則の中で七年間間は五百万円以内だということ。確かに、調べてみますと、一万以上今既に持っているところも少ない。だけれども、何にもなしで掛金だけ取つて、では事故の補てんができるかというところ、これはできないのではないかと、破綻していくのではないかと心配もございませう。

それで、破綻したときにはやはりいろいろな問題が起こつてきて、それは文科の行政指導が悪かつたなどということになつてしまふと思ひますので、この辺、地域の主体性に任せるとしても、私はやはりこうした指導というのが必要ではないかと思ひます。

例えば、民主党がお出しになつた政策集のインデックス二〇〇九の中にも、「営利を目的とせず、保険会社が扱いにくい特定リスクに対応した保険や低廉なリスク移転手段などを提供し、一定の社会的意義を有する小規模・短期の「自主共済」については、規制の厳しい保険業法上の「保険業」とは区別します。」というふうに書いてございまして、いろいろな規制もあるんだらうからというふうな安心もございませうけれども、その辺のことはどのようにお考えかをちよつと伺ひたいと存じます。

○川端國務大臣 御指摘のように、一般の保険業法の条件に当てはめると全部だめになるということとがもともとこの議論の発端でありまして、そういう意味で、外れになる部分を何とかということにまともな議論の中で、今回、委員長提案ということではいけないという趣旨を反映していただいたという意味で我々としても高く評価するところでございます。

そういう中で、とはいえ、先生御指摘のように、やはり給付をするという以上、一定の財産はないとこれは成り立たないという意味で、七年間という猶予ということでの一千万という基準を考へているという項立てになつていゝと思ひます。現実には、今あるPTA安全互助会で二十一年度期首の積立金額について聞き取り調査をした結果であります。すべてではありませんが、ゼロ円から五百万円未満が小中学校五団体、高等学校四団体、五百万から一千万円未満が小中学校ともゼロ、一千万円以上云々がありまして、御指摘のよう、十億円以上というのが小中学校で一団体、高等学校で四団体というまで、まさにピンからキ

リまであるという実態。

それで、国がそれに何か融資するとかいうことは、なかなか難しいということでも当面は考えておりませんが、猶予期間の中でいろいろ工夫していただきたい。例えばいろいろ寄附を募るとか、小さい団体はどうしても財政規模が小さくなりまゝすから、小中高で合わせるとか、いろいろな工夫をすること等々で御準備をいただくということが可能ではないかということで、御相談があれば、いろいろなかそれこそほかのところの御参考ありまゝすが、何とか最低限この部分だけはやむを得ない基準としてあるのではないかと思つております。

○池坊委員 どちらにいたしまして、子供と保護者の立場に立つて円滑なPTA共済事業が図られますことを願つております。

ありがとうございます。

○田中委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本委員 日本共産党の宮本岳志です。PTA・青少年教育団体共済法案、これについて質問いたします。

行政庁の監督を受けない自主共済を禁じた改正保険業法、二〇〇六年四月の施行に伴つて、県レベルで存在する高校のPTA共済などが廃業、縮小を余儀なくされる、こういう事態になつております。

PTA共済も、一昨年三月末までに法人化して組織を少額短期保険業者に移行するよう求められてまいりました。しかし、多くの団体は移行せず、四月以降、保護者から掛金を集めることが不可能になつておりました。愛知県の高校向けPTA共済では、十一億円の積立金を持つていましたけれども、積立金がなくなるまで見舞金の給付を続けると言つておられます。他の団体も、PTAの運営費に充てるなど、少なくないPTA団体が共済事業の縮小や廃業の方向をとつております。今回の法改正によつて、PTAなどの共済事業の内容を明確にし、PTA共済事業を存続するとともに、これまでの業務内容範囲の拡大、また梓を子供会など青少年教育団体まで広げるといふこ

とについては、賛成できるものだと考えております。まず、そのことを明らかにした上で、質問をしたいと思ひます。

これまで自主共済として活動してきた団体の中にはスポーツ関連団体もございまして。ところが、今回の法案では、スポーツ関連団体への共済事業は対象外となつております。なぜ対象外にしたのか。とりわけこれは馳議員にも聞きたいところでありませうけれども、それでもできないようでありませうので、文部科学省としてスポーツ関連団体の自主共済活動をどの程度把握しておられるのか、この点、まず伺ひたいと思ひます。

○川端國務大臣 現在、スポーツ団体独自の自主共済を実施している、まず文部科学省所管の特殊民法法人は七法人、財団法人日本ゲートボール連合、日本卓球協会、スポーツ安全協会、日本ラグビーフットボール協会、日本オーストスポーツセンター、日本モーターサイクルスポーツ協会、それから社団法人の日本プロゴルフ協会。日本プロ野球選手会には既に共済事業を廃止しておりますので、今申し上げた七団体。加えて、今申し上げたのは財団法人、社団法人であります。そうではなくて任意団体である全日本アマチュア野球連盟、日本勤労者山岳連盟、これだけが実施していると承知をいたしております。

○宮本委員 私の名前、岳志のタケというのは山岳の「岳」という字を使うんですけれども、私の父親は山男でありました。登山もスポーツの大切な分野でありますけれども、スポーツ関係団体の一つである日本勤労者山岳連盟の遭難対策基金についてきょうはお伺ひしたいと思ひます。勤労者山岳連盟、いわゆる労山でありますけれども、一九七三年から自主共済を初めて、三十年以上継続し、現在二万人を超える人が参加しております。掛金は一口千円、登山に依じて十口まで、捜索救助は三百倍、十年継続の場合は四百倍で、四百万円の給付を行つております。遭難対策基金の対象は、捜索救助、死亡見舞金などで、家を出てから家に帰るまでを対象として

おります。海外の場合も同じ率で、保険会社の場合、ヒマラヤ登山の場合などは十万円の保険金が必要なんですけれども、労山の場合は一万円で済みます。

遭難対策費用として、最大一千万円以上支出する場合も過去にあると言われております。それは冬山で埋没事故が起きた場合、人海戦術で捜索するわけですが、民間へりなども頼まなくてはならないからなんです。北アルプスや谷川岳の難しい岩場での事故などの場合、技術の高い民間へりをチャーターすると、待つてゐる時間も含めて、一時間五十万円かかると言われております。捜索は半年かかる場合もある。手弁当といへども、捜索に当たる人に何千円の日当も出さなければならぬ。このような遭難事故は年間五件から六件起きているというふうに報告をされております。

このような遭難対策基金について、やはりこれは安心、安全な登山の普及上必要不可欠だと私は思ひますけれども、大臣、この点の認識は同じでございませうか。

○川端國務大臣 あつてはいけません。遭難が現には起こり、その費用に相当な負担がかかるということはよく言われることで、承知をしております。そして、労山遭難対策基金、詳細は把握していませんけれども、会員の皆さんが登山活動中に事故により多大な経済負担をこうむつた際の救済制度として、今先生お触れになりましたように、加盟団体や会員からの拠出金で運営されていることは承知をしております。

一般的に登山活動は大変危険を伴うということでありませうので、その場合の個人の経済的負担の軽減を図るという必要で、労山以外にも登山活動に関する団体、例えば日本山岳協会等においても同様の共済事業を実施している例があると承知してゐますので、そういう必要性があるということの実態にあることはそのとおりだと思つております。

○宮本委員 最近フリークライミングが流行し

ているわけですが、この死亡事故も年間十件程度起きております。こうした死亡事故に対しても基金の対象として聞いております。

労山のやっていることはそれだけではないんですね。基金を使つて安全対策講習会や自前の救助隊へ装備や訓練費用として年間千五百万円支出しているとも聞きました。また、スキー場の従業員や電力会社の保線要員、山スキーヤー、スノーボーダーを対象に雪崩対策や訓練も行っているとお聞きもいたしました。これも年間五百万円の予算を組んでいるようです。

また、三十万円をかけて、リボルトと申しまして、だれでも使う岩登りの練習場となっている岩場の安全確保のためにボルトを打ち直す整備作業への補助を独自に行っているとお伺いしているわけですね。こうした活動が基金で自主的に行われているわけですね。

私はこれをお伺いして、このリボルト、岩場の安全を確保するためのボルトの打ち直しなどへの補助金の支出というふうなことは、本来はこれは文部科学省が補助金を出してこういう場所の安全確保に資するべきだと思ふんですけれども、この点、大臣どうお考えでしょうか。

○川端国務大臣 広くスポーツの振興を図ることは、私たちとしてやらなければならない施策の重要な一つだと思つております。同時に、今先生御指摘の視点というのは特に安全ということでありますが、それも含めてスポーツ振興に關してはしっかりといろいろな形で応援をしてきていてというふうに思ひます。

それで、今御指摘の意味で言いますと、直接の予算ではないんですが、いわゆるスポーツ振興くじというのがございます。この助成においては、法人格を有する団体が実施するスポーツ教室、大会等のうち、一定の要件を満たすものに対して支援をしており、その中で、それをやるという意味でのスポーツ用具の購入に対する経費についても助成の対象としております。

そういう意味では、個々具体のお話でございまして、

したから即答できませんけれども、趣旨からすると、そういう対象の枠に検討の余地があるのではないかとこのふうにも思ひます。

文部科学省としては、これまで今御指摘の連盟から具体的に何かのお申し出があつたことはありませんが、検討したことはないんですが、もしもあれでしたら、一度相談があればお話を伺ひたいというふうに思ひます。

○宮本委員 ありがとうございます。

スポーツ団体の振興という点では国会内にも超党派の議連がつくられておまして、私もスポーツ議連というものに加えていただいて他党派の先生方と一緒に鋭意努力をしているところでありますので、ぜひさまざまな団体からの声にお耳を傾けていただきたいと思つております。

さて、二〇〇六年の改正保険法の施行に伴つて、労山として少額短期保険への移行ということも検討されたようです。しかし、そういたしますと一口三千円になつてしまふ、移行は無理という結論になつたとお伺いをいたしました。現在は経過的な措置で対応しておられるようですが、継続的な運営は困難だということでありました。

こうした自主共済が存続できなくなるといふことは、スポーツ登山の普及と安全対策にとつて大きな障害でありますし、社会的損失は大きいといふふうに思ひますけれども、これは存続できるように、当委員会でもどうできるかどうかは別として、その方向で政府としては努力すべきだと私は考えますが、大臣の御見解をお伺ひしたいと思います。

○川端国務大臣 今お触れいただきましたように、いわゆる労山が労山遭難対策基金について保険法の適用除外を求めておられるということとは承知をいたしております。そして今、政府の動きをいたしましては、金融庁において、一定の要件に該当する団体について、当分の間共済事業を継続することを可能とする法案が国会に提出されたところと伺つております。

そういう意味で、これまで今御指摘の団体等々から具体的に、所管は金融庁でありますけれども、スポーツという意味では文科省でありますので、こういう部分はどうかというお問い合わせがございましたら承知をしておりましたが、お問い合わせがございましたら可能かどうかまたお話をさせていただきます。

○宮本委員 ありがとうございます。

また、多くの医師が参加をしている、今度はお医者さんのことを言うんですが、地域医療に継続的に貢献できるように保険医休業保障共済制度というものがございまして。

保険医休業保障共済制度とは、開業保険医みずからが倒れた場合、その間も診療を継続するため代診医などの手当て、休診した場合の従業員の給与等の保障をする仕組みであります。この休業保障制度は四十一年の歴史を持ち、四万五千人の会員が加入しております。万一の傷病による公的な保障がほとんどない中で、政府の保険医行政を支える上でも貢献していると思ふんです。

ところが、保険法の改正によつてこの保険医休業保障共済制度も存続が難しくなつていまして、入りたという希望者は年間二千人ぐらいいるにもかかわらず、この四年間、新しい加入を受け付けていないと聞きました。医師不足の中、開業しようと思つても不安だという声が広がつております。

保険医の中には学校医の方もいらっしゃる、学校歯科医をしておられる先生もいらっしゃる、います。子供たちの健康や安全、地域医療の継続のために、こうした保険医の休業保障制度は必要だと思ふんです。この点についても、ちよつと大臣の見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○川端国務大臣 全国保険医団体連合会が会員の傷害または疾病による休業時の生活安定に寄与することを目的として実施する休業保障制度について、今御指摘の、平成十七年に業法改正ということがありましたので、平成十八年四月以前の契約を団体においてやつておられるというふうに承知

をしております。

先ほど申し上げましたように、金融庁において、平成十七年の保険法の改正によつて継続することができなくなつた共済事業について、金融庁における検討で一定の要件に該当する団体について、当分の間共済事業を継続することを可能とする法案が提出されたところと承知をいたしております。この団体部分は直接私の所掌とするところではございませんが、その法律に対して一定の要件に該当し当分の間継続できるかどうかというところを含めては、所管のところで御相談をいただければというふうに思ひます。

○宮本委員 二月十九日の財務金融委員会では我が党の佐々木憲昭議員がこうした自主共済全体の存続を求めて質問したところ、亀井大臣は、そうした方々の共済事業がきちつと継続できるように、直ちに今国会できちつとした法案を出すように、今懸命に作業中と答えておりましたけれども、先ほど大臣が御指摘のように、保険法改正案も既に国会に提出されたことと聞いております。

当委員会でも準備されているPTA共済法案は、スポーツ団体などその他の自主共済を対象にしないといふ点で十分さを指摘せざるを得ないものであります。しかし、まずPTA、青少年教育団体の共済事業だけでも継続させることには一定の意義があり、提案されるならば我が党も賛成でございまして、しかし、同時に、まじめな自主共済すべてが従来どおり運営できるように、一刻も早く条件整備を図ることを強く求めて、私の質問を終わります。

○田中委員長 次に、PTA・青少年教育団体共済法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び内容につきまして、委員長から御説明申し上げます。

P T A及び青少年教育団体が実施する共済事業については、平成十八年四月の改正保険業法施行後、従前の事業の継続が困難となつてゐる団体が見られるところであります。

本案は、このような状況を踏まえ、P T A及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もつて青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、P T A及び青少年教育団体は、一般社団法人等を設立し、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができることとする。

第二に、P T Aが行うことができる共済事業は、P T Aが主催する活動における幼児、児童、生徒もしくは学生、保護者及び教職員の災害、学校の管理下における児童生徒等の災害のほか、学校の管理下以外における児童生徒の災害を対象とすること。

第三に、青少年教育団体が行うことができる共済事業は、これらの団体が主催する活動における青少年及び保護者等の災害を対象とすること。

第四に、行政庁は、共済事業の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、共済団体に對し、業務または会計の状況に關し報告または資料の提出を求め、立入検査を行うことができることとし、業務の改善等の監督上必要な命令をすることができるとすること。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

P T A・青少年教育団体共済法案

〔本号末尾に掲載〕

○田中委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よつて、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十九分散会

P T A・青少年教育団体共済法案

P T A・青少年教育団体共済法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 共済事業(第三条―第十六条)
- 第三章 監督(第十七条―第二十條)
- 第四章 雑則(第二十一條―第二十五條)
- 第五章 罰則(第二十六條―第二十八條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、P T A及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立し、もつて青少年の健全な育成と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「P T A」とは、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)をいう。以下同じ。)に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生(以下「児童生徒等」という。)の保護者(同法第十六條に規定する保護者をいい、同條に規定する保護者のない場合における里親(児童福祉

法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。)その他の文部科学省令で定める者を含む。以下同じ。)及び当該学校の教職員で構成される団体又はその連合体をいう。

2 この法律において「青少年教育団体」とは、青少年(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の体験活動その他青少年の健全な育成を目的とする活動を行う社会教育関係団体(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第十條に規定する社会教育関係団体をいう。)又はその連合体をいう。

3 この法律において「共済事業」とは、児童生徒等、青少年、保護者、教職員その他の者の災害(負傷、疾病、障害又は死亡等をいう。以下同じ。)に關し、共済掛金の支払を受け、共済金を交付する事業をいう。

4 この法律において「共済団体」とは、次條の認可を受けて共済事業を行う者をいう。

第二章 共済事業

(認可)

第三条 P T Aであつて一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの若しくは青少年教育団体であつて一般社団法人、一般財団法人若しくは特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(以下「一般社団法人等」という。)であるもの又は児童生徒等若しくは青少年の健康の保持増進に關する事業を行うことを目的とする一般社団法人等であつてP T A若しくは青少年教育団体(以下「P T A等」という。)と人的關係若しくは財産の拠出に係る關係において密接な關係を有するものとして文部科学省令で定めるもの(以下「特定関係団体」という。)は、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができる。

第四条 前條の規定によりP T A又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、次に掲げるものとする。

一 P T A又はこれに係る特定関係団体が主催する活動における児童生徒等、保護者、教職員その他文部科学省令で定める者の災害に係る共済事業

二 学校の管理下における当該学校に在籍する児童生徒等の災害に係る共済事業

2 前條の規定により青少年教育団体又はこれに係る特定関係団体が行うことができる共済事業は、これらの団体が主催する活動における青少年、保護者その他これらの団体の活動に携わる者として文部科学省令で定める者の災害に係るものとする。

3 第一項の共済事業を行うP T A又はこれに係る特定関係団体は、当該共済事業のほか、次に掲げる共済事業を行うことができる。

一 学校の管理下以外における児童生徒等の災害に係る共済事業

二 学校が主催する活動における保護者及び教職員の災害に係る共済事業

4 第一項第二号の共済事業を行うP T A又はこれに係る特定関係団体は、同項及び前項の共済事業のほか、第一号の共済事業又はこれに併せて第二号若しくは第三号の共済事業を行うことができる。

一 第一項第二号の共済事業に係る学校と同一の地域にある児童福祉法第三十九條第一項に規定する保育所又は認定こども園(就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する法律(平成十八年法律第七十七号)第七條第一項に規定する認定こども園をいう。)であつて児童福祉法第五十九條第一項に規定する施設のうち同法第三十九條第一項に規定する業務を目的とするもの(以下「隣接保育所等」という。)の管理下における当該隣接保育所等に在籍する児童の災害に係る共済事業

二 隣接保育所等の管理下以外における児童の災害に係る共済事業

三 隣接保育所等が主催する活動における保護

者及び職員の災害に係る共済事業

(共済事業の内容)

第五条 共済事業においては、共済契約者の保護を図り、その健全かつ適切な運営を確保するため、共済契約は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 共済掛金の額が文部科学省令で定める額を超えないこと。

二 共済金の額が文部科学省令で定める額を超えないこと。

三 共済期間が一年を超えないこと。

2 共済事業においては、一事業年度において支払を受ける共済掛金の総額は、文部科学省令で定める基準を超えてはならない。

(共済規程)

第六条 P T A等又は特定関係団体は、第三条の認可を受けようとするときは、共済事業の種類、共済事業を行う区域その他共済事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び準備金に関する事項その他の文部科学省令で定める事項を記載した共済規程を定め、行政庁に提出しなければならない。

2 共済規程の変更(軽微な事項その他の文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

3 共済団体は、前項の文部科学省令で定める事項に係る共済規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

4 共済規程の設定、変更及び廃止は、社員総会又は評議員会の決議を経なければならない。

5 共済規程の変更のうち、軽微な事項その他の文部科学省令で定める事項に係るものについては、前項の規定にかかわらず、定款で、社員総会又は評議員会の決議を経ることを要しないものとするができる。この場合においては、社員総会又は評議員会の決議を経ることを要し

ない事項の範囲及び当該変更の内容の周知の方法を定款で定めなければならない。

(認可審査基準)

第七条 行政庁は、第三条の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該申請をした者(次号及び第三号において「申請者」という。)が、共済事業を健全かつ適切に遂行するに足りる財産的基礎を有する者であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確かつ公正に遂行することができ、知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 申請者が、役員として、監事一人以上を置く者であること。

四 共済規程に記載された事項が、第五条の規定に適合しているほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 共済契約の内容が、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「共済契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

二 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

ホ 共済掛金が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ヘ その他文部科学省令で定める基準
五 準備金の額が千万円以上であること。
(共済契約の締結等に関する禁止行為)

第八条 共済団体又は共済団体のために共済契約の締結の代理若しくは媒介を行う者は、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 共済契約者又は被共済者に対して、虚偽のことを告げ、又は共済契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

二 前号に定めるもののほか、共済契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして文部科学省令で定める行為

(共済団体の賠償責任)

第九条 共済団体は、共済契約の締結の代理又は媒介を行う者が当該共済団体のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定は、同項の共済団体が、共済契約の締結の代理又は媒介の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、当該共済契約の締結の代理又は媒介を行う者が当該共済団体のために行う共済契約の締結の代理又は媒介につき共済契約者に加えた損害の発生を防止に努めた場合には、適用しない。

3 第一項の規定は、同項の共済団体から共済契約の締結の代理又は媒介を行う者に対する求償権の行使を妨げない。

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十四条の規定は、第一項の規定による損害賠償の請求権について準用する。

(区分経理)

第十条 共済団体は、共済事業以外の事業を行う場合には、共済事業に係る会計(以下「共済会計」という。)を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

2 共済団体は、青少年の安全に関する普及啓発活動その他青少年の健康の保持増進に資する事業については、文部科学省令で定めるところにより、共済会計において行うことができる。

(共済会計の他の会計への資金運用等の禁止)

第十一条 共済団体は、共済会計から共済事業以外の事業に係る会計へ資金を運用し、又は共済会計に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に係る会計に属する資金を調達してはならない。ただし、共済事業の健全かつ適切な運営を妨げないものとして行政庁の許可を受けた場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

(資産の運用方法の制限)

第十二条 共済団体は、共済会計に属する資産については、文部科学省令で定める方法以外の方法で運用してはならない。

(準備金)

第十三条 共済団体は、共済事業における不足金の補てんに備えるため、文部科学省令で定めるところにより、毎事業年度、準備金を積み立てなければならない。

(業務報告書)

第十四条 共済団体は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。

2 共済団体は、前項の業務報告書を提出するときは、文部科学省令で定める事項について公認会計士又は監査法人が文部科学省令で定めるところにより行つたP T A・青少年教育団体共済監査に基づき作成したP T A・青少年教育団体共済監査報告書を添付しなければならない。ただし、純資産額が一億円以下の共済団体にあつては、この限りでない。

3 第一項の業務報告書の記載事項、提出期日その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(共済事業の廃止)

第十五条 共済団体は、共済事業を廃止しようとするときは、行政庁の承認を受けなければならない。

(合併)

第十六条 共済団体を全部又は一部の当事者とす
る合併は、行政庁の承認を受けなければ、その
効力を生じない。

第三章 監督

(報告又は資料の提出)

第十七条 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ
適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図
るため必要があると認めるときは、共済団体に
対し、その業務又は会計の状況に関し報告又は
資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第十八条 行政庁は、共済団体の業務の健全かつ
適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図
るため必要があると認めるときは、当該職員
に、共済団体の事務所その他の施設に立ち入ら
せ、その業務若しくは会計の状況に関し質問さ
せ、又は帳簿書類その他の物件を検査させるこ
とができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をす
る職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係
人の請求があつたときは、これを提示しなけれ
ばならない。

3 第一項の規定による立入り、質問又は検査の
権限は、犯罪捜査のために認められたものと解
してはならない。

(共済規程の変更命令等)

第十九条 行政庁は、共済団体の業務若しくは財
産の状況に照らして、又は事情の変更により、
共済団体の業務の健全かつ適切な運営を確保
し、共済契約者等の保護を図るため必要がある
と認めるときは、当該共済団体に對し、その必
要の限度において、共済規程の変更又は業務執
行の方法の変更を命ずることができる。

2 行政庁は、共済団体の業務又は財産の状況に
照らして、当該共済団体の業務の健全かつ適切
な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るた
め必要があると認めるときは、当該共済団体に
對し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、

業務の健全性を確保するための改善計画の提出
を求め、若しくは提出された改善計画の変更を
命じ、又はその必要の限度において、期限を付
して当該共済団体の業務の全部若しくは一部の
停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若し
くは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、そ
の他監督上必要な命令をすることができる。

(認可の取消し)

第二十条 行政庁は、共済団体の財産の状況が著
しく悪化し、共済事業を継続することが共済契
約者等の保護の見地から適当でないと認めると
きは、当該共済団体の第三条の認可を取り消す
ことができる。

2 行政庁は、共済団体が法令若しくは法令に基
づいてする行政庁の処分若しくは共済規程に定
めた事項のうち特に重要なものに違反したと
き、又は公益を害する行為をしたときは、当該
共済団体の第三条の認可を取り消すことができ
る。

第四章 雑則

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
の適用)

第二十一条 共済団体に對する一般社団法人及び
一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第
四十八号)第三十五条第二項及び第七十八号
第二項の規定の適用については、これらの規定
中「この法律」とあるのは「この法律及びPT
A・青少年教育団体共済法」と、「及び」とある
のは「並びに」とする。

(認可等の条件)

第二十二条 行政庁は、この法律の規定による認
可、許可又は承認(以下「認可等」という。)に条
件を付し、及びこれを変更することができる。
2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又
は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必
要最小限のものでなければならない。

(行政庁)

第二十三条 この法律中「行政庁」とあるのは、一

の都道府県の区域を越えない区域において共済
事業を行う旨を共済規程に定める共済団体につ
いては都道府県教育委員会、その他の共済団体
については文部科学大臣とする。

(文部科学省令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、認可
等に関する申請の手続、書類の提出の手続その
他この法律を実施するため必要な事項は、文部
科学省令で定める。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃する場合においては、その命令
で、その制定又は改廃に従い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置(罰
則に関する経過措置を含む。)を定めることがで
きる。

第五章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者
は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定に違反して、同項に
規定する業務報告書を提出せず、又はこれに
記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の
記載をしてこれを提出した者

二 第十四条第二項の規定に違反して、同項に
規定するPTA・青少年教育団体共済監査報
告書を添付しなかつた者

三 第十七条の規定による報告若しくは資料の
提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の
提出をした者

四 第十八条第一項の規定による質問に對し
て、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、
又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若
しくは忌避した者

第二十七条 法人の代表者又は法人の代理人、使

用人その他の従業者が、その法人の業務に関
し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰
するほか、その法人に對しても、同条の刑を科
する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する場合
においては、その違反行為をした共済団体の理
事又は監事は、二十万円以下の過料に処する。
一 第六条第三項の規定による届出をせず、又
は虚偽の届出をしたとき。

二 第十条第一項、第十一条、第十二条、第十
三条又は第十五条の規定に違反したとき。

三 第十九条第一項又は第二項の規定による命
令(改善計画の提出を求めることを含む。)に
違反したとき。

四 第二十二条第一項の規定により付した条件
に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(準備金に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日から起算して七年を
経過する日までの間における第七号第五号の規
定の適用については、同号中「千万円」とあるの
は、「五百万円」とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に関し必要な事項は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第六十九号の二の次に次のように加
える。

六十九の三 児童生徒等の災害に係る共済事業の認可

PTA・青少年教育団体共済法(平成二十二年法律第
三条(認可))の文部科学大臣がする共済事業の認可

号	認可件数	一件につき十
		五万円

(調整規定)

第五條 この法律の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第 号)第二十條の規定の施行の前日である場合には、同條の規定の施行の日の前日までの間における第四條第四項第一号の規定の適用については、同号中「第七條第一項」とあるのは、「第六條第二項」とする。

理 由

青少年の健全な育成と福祉の増進に資するため、PTA及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文部科学委員会議録第十三号中正誤

ページ 段 行 誤

七一 四 自立的

正 自律的

第一類第六号

文部科学委員会議録第十四号

平成二十二年五月十四日

平成二十二年五月二十日印刷

平成二十二年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A